

一般社団法人北海道町内会連合会弔慰規程

平成18年5月31日制定

平成21年5月29日改正

第1条 本会理事・監事並びに正会員組織会長の死に際しては、会長名をもって弔慰を行う。

2 ただし、準会員に際しては弔慰を行わないものとする。

第2条 弔慰は、正会員組織の内申によりこれを行う。

第3条 弔慰金の額は、次のとおりとする。

本会理事・監事 10,000円

正会員組織会長 10,000円

2 会長がとくに必要と認めた場合は、弔辞を添えることができる。

第4条 弔慰金は、正会員組織において立替支弁し、本会へ請求するものとする。

第5条 このほか、会長が特に必要と認めた場合、弔慰を行うことができる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年5月29日から施行する。